

2 (2) ②イ	「適正な飼養方法の周知徹底」に続けて「並びに、遺棄及び虐待が犯罪であることの周知徹底」を追加。	ご指摘の趣旨を踏まえ、修正いたします。	1
2 (2) ②イ	遺棄及び虐待の「防止」を「阻止」に変更すべきである。	文意はほぼ同じため、変更の必要はないものと考えています。	1
2 (2) ②イ	「防止を図ること。」を「犯罪であることから禁止すること。」と修正すべきである。	すでに動物愛護管理法上、禁止行為になっていることから、修正の必要はないものと考えています。	2
2 (2) ②イ	「講習会や周辺住民への調査を定期的に行い、適正な飼育がされていない場合には指導を行うこと内容として記載すべきである。	具体的な施策については、各都道府県が、本指針に即して、地域の実情を踏まえ、動物愛護管理推進計画として策定されることとなります。	2
2 (2) ②イ	遺棄・虐待をした者に対して、動物の飼養を禁止する罰則を課すべきである。	動物愛護管理法の改正が必要な措置となります。	2
2 (2) ②イ	遺棄・虐待に関する罰則を強化すべきである。	改正動物愛護管理法において、罰金が30万円以下から50万円以下に引き上げられています。	3
2 (2) ②イ	「遺棄として取り扱われるよう、警察庁と連携を強化する。」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (2) ②イ	「遺棄及び虐待の防止を図ること。」に「遺棄に関する地元警察主体の徹底した捜査の実施」を追加すべきである。	犯罪捜査については、警察により行われるものであり、追加の必要はないものと考えています。	1
2 (2) ②イ	「虐待を受けている動物の一時保護ならびに法的措置に取り組むこと。」を追加すべき。	現時点では、必ずしも虐待防止のためには一時保護の規定は必要ないものと考えています。	4
2 (2) ②イ	「、行政の動物収容施設が殺処分に偏重することなく、適切で快適な飼養施設としてその改善向上をはかること」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。なお、引き取られた犬及びねこの適正な飼養保管等については、環境省告示「犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置」に規定されています。	15
2 (2) ②イ	「、行政の動物収容施設が適正な飼養管理の方法に関しての情報普及センター等開かれた施設として機能すること」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	11
2 (2) ②イ	「、行政の動物収容施設が家庭動物の遺棄や虐待防止のための普及啓発を図ること」を追加すべきである。	同上	7
2 (2) ②イ	「虐待」を「殺傷、不適切な飼養や管理等により衰弱させる等の虐待」と修正すべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針であることから、記載する必要がないと考えています。	4
2 (2) ②イ	「いわゆる「流行の犬・猫」を作らないようマスメディアの配慮を喚起する。」を追加すべきである。	同上	1
2 (2) ②イ	「各自治体は現状を考慮し、係る法制の実現、及び飼養を希望する者への譲渡を容易ならしめるための諸施策を定め、これを具体化すること。」と変更すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (3)	表題を「動物による危害や迷惑問題の防止」を「動物の不適正所有者による他者への危害や社会迷惑問題の防止」と修正すべきである。	文意はほぼ同じため、修正の必要はないものと考えています。	1
2 (3) ①	「危害及び迷惑問題が発生しており、地方公共団体等に」に「多頭飼育による周辺の生活環境が損なわれている事態が生じるなど、」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨を踏まえ、修正いたします。	4
2 (3) ①	「動物の不適切な飼養に起因して」を「動物の不適切な飼養、とりわけ不適切な多頭飼育がもたらす騒音・悪臭・劣悪な衛生環境などに起因して」と修正すべきである。	ご指摘の趣旨を踏まえ、修正いたします。	1
2 (3) ①	「地域猫」という考え方を周知できるよう、具体的に追記すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (3) ①	「行政主導による合意形成」を「行政及び警察と民間経験者の指導による」と修正すべきである。	同上	1
2 (3) ①	「ルール作りに対する支援等が期待されている。」の後に、「そしてその際のルールは、単に規制するというだけのものではあってはならない。広くケースバイケースに対応出来るよう、十分な配慮が必要である。」を追加すべきである。	同上	1
2 (3) ①	「動物の不適切な飼養に起因する危害や迷惑問題」については、自治体等に寄せられる苦情に基づくものではなく、客観的な事実の検証が必要である。行政機関は、客観的かつ具体的な危害の有無の実態につき、調査・検証するべきである。	具体的な施策については、各都道府県が、本指針に即して、地域の実情を踏まえ、動物愛護管理推進計画として策定されることとなります。	1
2 (3) ②	飼養動物による鳴き声や糞尿といった問題が発生しているも、人と動物の共生という社会的理念の実現をみずえるのであれば、動物の習性への寛容な精神を啓発するべきであり、「危害」や「迷惑問題」として市民の過剰反応を誘発させるような施策をとるべきではない。	動物愛護管理法上、動物の所有者等の責務として、動物の健康及び安全の保持とともに、動物が人の生命等に害を与え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めることが位置づけられています。	1

2 (3) ②	主観的な「迷惑」というレベルで動物飼養に規制をおく必要はない。	同上	1
2 (3) ②	安直に感情的な動物への忌避や反感を前提として対策を講じるのではなく、動物の習性への理解や寛容を啓発することで、感情的対立の抑制に努めるべきである。	その程度はさておき、ご指摘の趣旨は、本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (3) ②	新たに「登録業者以外の動物の繁殖を禁止し、不妊去勢措置の義務づけを行う。」を追加すべきである。	動物愛護管理法の改正が必要な措置となります。	1
2 (3) ②	新たに、「飼い主のいない猫や犬（野良猫、野良犬）の去勢不妊手術代を無料にする。」を追加すべきである。	助成金等の制度創設は、制度上自治体の判断によるものであるため、追加する必要はないものと考えます。	1
2 (3) ②	新たに「外国から動物の輸入を禁止する。」を追加すべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針であることから、追加は必要がないと考えています。	1
2 (3) ②ア	「地域における環境の特性の相違を踏まえながら、」の後に、「過剰多頭飼育による生活環境の汚染防止の方法」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨を踏まえ、2(3)①を含めて修正いたします。	6
2 (3) ②ア	「都市部での犬やねこの管理の方法、」に「地域に迷惑になるほどの管理不適切な多頭飼育を防止し」を追加すべきである。	同上	2
2 (3) ②ア	「地域における環境の特性の相違を踏まえながら、」の後に、「遺伝性疾患防止の方法」を追加すべきである。	ご指摘の事項は、動物取扱業に係る遵守基準等に盛り込まれているものと考えています。	5
2 (3) ②ア	「地域における環境の特性の相違を踏まえながら、」の後に「生活環境での動物取扱業の動物を含む、愛護動物の飼養や保管の方法」を追加すべき。	愛護動物の飼養や保管の方法については、すでに家庭動物等の飼養保管基準として、動物取扱業の動物の取り扱いについては、施行規則等によりすでに策定されているものと考えています。	2
2 (3) ②ア	「家庭での動物飼養、管理方法、公団といった飼養禁止住宅での現状飼養調査の実施」に修正すべきである。	動物の愛護と管理の両立を目指すことのできるガイドラインの策定のためには、必ずしもご指摘の調査等の実施は必要ないものと考えています。	1
2 (3) ②ア	「所有者のいない猫の適正管理の在り方を検討し、」に「地域猫活動による」を追加すべきである。	必ずしも「地域猫活動」に限定されるものではないため、追加は必要ないものと考えています。	5
2 (3) ②ア	「所有者のいないねこの適正管理」を「所有者のいないねこの適正管理及び減少にむけての施策」に修正すべき。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	2
2 (3) ②ア	「所有者のいない猫の不妊去勢手術費の無料制度の実施」を追加すべきである。	助成金等の制度創設は、制度上自治体の判断によるものであるため、追加する必要はないものと考えます。	1
2 (3) ②ア	②「動物の愛護と管理の両立」の前に、「愛護動物の性質や性格、習性を考慮した上で」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (3) ②ア	ガイドラインの作成にあたっては、必ず現場当事者を参画させるべきである。	ガイドライン作成の具体的な方法については、作成主体によりそれぞれ総合的に判断されるものと考えています。	1
2 (3) ②ア	「動物の愛護と管理の両立を目指し、啓発や強制指導することのできるガイドラインを作成」に修正すべきである。	動物愛護管理法の改正が必要な措置となります。	1
2 (3) ②ア	ガイドラインが住民に周知されるよう、講習会や説明を行い、各地域の住民との話し合いの場を設けることを追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、本指針に盛り込まれているものと考えています。	3
2 (3) ②ア	「施策の策定には、動物個々の性質、性格等を考慮して、肉体的、精神的負担を与えないようにすること。所有者の有無に関係なく愛護動物である犬やねこを排除することなく、社会で共生していくためのものとする」と追加すべきである。	同上	1
2 (3) ②ア	「動物販売業者は、集合住宅居住者に販売できないようにすべき」を追加すべき。	必ずしもご指摘の措置は必要ないものと考えています。	1
2 (3) ②ア	「シェルター保護施設を設置」を追加すべきである。	動物による危害や迷惑問題の防止のために、必ずしもシェルター保護施設を設置する必要はないものと考えています。	2
2 (3) ②イ	「有識者」を「専門家や地元獣医師、地域住民」と修正すべき。	国による検討において、必ずしも地元の獣医師、地域住民の意見を聴く必要はないものと考えています。	1
2 (3) ②イ	詳しい人の意見を反映するよう「有識者等の意見」を「現場や有識者等の意見」とすべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	2
2 (4)	全文を削除すべきである。	施策別の取組として、明記する必要があると考えています。	1
2 (4)	表題を「所有明示（個体識別）措置の推進」の「推進」を「確立」に修正すべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、修正は必要ないものと考えています。	1
2 (4)	表題を「所有明示（個体識別）措置の推進」の「推進」を「義務」に修正すべきである。	同上	1

2 (4) ①	「各種識別器具の普及環境の整備等を推進すること等により、所有明示の実施率の向上を図る必要がある。」の後に「各センター、各保健所等では、チップリーダーの設置を義務付ける。」を追加すべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであり、自治体への義務を規定することは制度上できないこととなっています。	1
2 (4) ①	「各種識別器具の普及環境の整備等を推進する」を「各種識別器具の普及環境の整備等を完備する」と修正すべきである。	同上	1
2 (4) ①	「所有明示の実施率の向上を図る必要がある。」を「所有明示を義務化徹底する。」と修正すべきである。	動物愛護管理法の改正が必要な措置となります。	1
2 (4) ①	「国民の理解を深めるとともに、」の後に「関係省庁と鑑札の大きさや素材を改善する等の識別器具の見直しを行い、」を追加すべきである。	犬の登録、鑑札の装着等は狂犬病予防法に基づく措置であるため、本指針に追加する必要はないものと考えています。	1
2 (4) ①	所有明示の実施率を、犬 %、猫 %と具体的に明記すべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであるため、具体的な表記は必要ないものと考えています。	2
2 (4) ②	新たに「犬・ねこの生体を販売する際、当該生体へのマイクロチップ装着の義務付けの方向を検討すること」を追加すべきである。	ご指摘の点については、必ずしも義務付ける必要はないと考えています。	4
2 (4) ②	新たに「繁殖用動物のマイクロチップによる管理により遺伝病の把握を図ること。」を加えるべきである。	遺伝病の把握を図るためには、必ずしもマイクロチップによる管理である必要はないものと考えています。	1
2 (4) ②	新たに「繁殖用動物のマイクロチップによる管理により、安易な遺棄の防止を図ること。」を加えるべきである。	動物取扱業の適性化において、必ずしもマイクロチップの導入は必要ないものと考えています。	1
2 (4) ②	むやみな繁殖業者にはマイクロチップを導入すべきである。	同上	1
2 (4) ②	新たに「犬の鑑札登録票の装着の徹底」を追加すべきである。	犬の鑑札の装着等は狂犬病予防法に基づく措置であるため、本指針に追加する必要はないものと考えています。	1
2 (4) ②ア	「所有明示措置の必要性に関する意識啓発等を行い、動物取扱業での販売の段階で率先して行い、・・・」に変更すべきである。	必ずしも明記する必要はないものと考えています。	1
2 (4) ②ア	業者による販売および公的機関からの譲渡の場合、所有明示の実施率を100%を目指すべきである。	全体的に推進される必要があり、限定的な目標を明示する必要はないものと考えています。	1
2 (4) ②ア	「動物個々の性質、性格等を考慮して、装着を判断し、肉体的、精神的負担を与えないようにすること」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、環境省告示「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置」に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (4) ②ア	「関係省庁の連携のもと、獣医師会、動物取扱業等による周知徹底を行うことにより」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	4
2 (4) ②ア	「所有明示措置のメリット・デメリットを明確にした上で合意を得た場合のみ所有明示を行う。所有者のいないねこに関しては措置を講じない」に修正すべきである。	動物愛護管理法上、特定動物以外の動物の所有明示は所有者等の努力規定となっており、義務付けではありません。	1
2 (4) ②ア	「所有明示措置の必要性・・・」の文章の前に「犬又は猫については、・・・」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨を踏まえ、修正いたします。	2
2 (4) ②ア	「所有明示の実施率の倍増を図ること」を「所有明示の義務化」と修正すべきである。	動物愛護管理法の改正が必要な措置となります。	2
2 (4) ②ア	「所有明示の実施率の倍増」の前に「飼養動物の登録管理の推進」と追加すべきである。さらに動物販売業者に対して購入者の情報を市町村に通報する義務を課すべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、法律と矛盾する登録管理の推進などの記載は困難であると考えています。 なお、みだりな繁殖や遺棄の防止等の適正飼養を推進するためには、必ずしも飼養動物の管理登録、業者からの通報義務は必要ないものと考えています。	1
2 (4) ②ア	「具体的には、犬の登録時、狂犬病予防接種時、愛護イベントやしつけ方教室などあらゆる場面において実施できる体制を整えること。」を追加すべきである。	具体的な施策については、各都道府県が、本指針に即して、地域の実情を踏まえ、動物愛護管理推進計画として策定されることとなります。	1
2 (4) ②ア	「所有明示措置の必要性に関する意識啓発を行う等により、・・・」を「所有明示措置の必要性に関する意識啓発等を国や地方自治体管轄での動物の譲渡時で率先して行い、・・・」に変更すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (4) ②イ	「関係省庁および団体の協力の下に、・・・」の文章の前に「家庭動物については、・・・」を追加すべきである。	個体識別手段の普及は、必ずしも家庭動物に限定されるものではないことから、修正は必要ないものと考えています。	2
2 (4) ②イ	「協力の下に」の後に、「犬の鑑札登録票の装着の徹底」を追加すべきである。	同上	4
2 (4) ②イ	「協力の下に」の後に、「第三者が迅速に確認しやすい迷子札等の装着」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。なお、ご指摘の趣旨に関しては、告示「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置」に明記されています。	1
2 (4) ②イ	公的機関によるデータの一元的管理体制の整備」の前に「住民台帳とのリンクを踏まえた犬の登録情報の」と追加すべきである。	犬の登録、鑑札の装着等は狂犬病予防法に基づく措置であるため、本指針に追加する必要はないものと考えています。	1

2 (4) ②イ	「マイクロチップリーダーの配備等の」を「科学技術等を利用した」と修正すべきである。	現時点で、個体識別手段として、マイクロチップは最も有効なもの1つと考えられるため、修正の必要はないものと考えています。	2
2 (4) ②イ	「マイクロチップリーダーの配備」を削除すべきである。	同上	1
2 (4) ②イ	マイクロチップの有効性や安全性が確認されているとは言えない中において、適切な施策といえるかどうか疑問である。リーダーを通さなければ機能しないマイクロチップにいたっては災害時に役立つなどは机上の空論である。また、所有明示措置の実施率が低いままにこのような施策が行われても、無駄であり、特定団体への利益を誘導するだけの不要な財政支出である。	同上	2
2 (4) ②イ	「マイクロチップリーダーの配備等の個体識別手段」を「マイクロチップリーダー等のインフラの配備、犬の鑑札登録票の装着の徹底等の個体識別手段」と修正すべきである。	犬の登録、鑑札の装着等は狂犬病予防法に基づく措置であるため、本指針に追加する必要はないものと考えています。	1
2 (4) ②イ	「基盤整備を図ること」を「基盤整備を徹底化すること。」と修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (4) ②イ	「基盤整備を図ること。」を「基盤整備及び補助金等の具体的支援とその必要性を広く伝えるための広報活動を行うこと。」と修正すべきである。	現在の社会情勢では、新たな補助金等の確保は困難であると考えています。なお、広報に関するご指摘の趣旨については、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (4) ②イ	基盤整備は公的機関のみならず、販売業者にも図るべきである。	当該部分は、施策を講じていくに当たっての基本的観点を明記しているものであり、施策自体ではないことから、修正の必要はないものと考えています。	1
2 (4) ②イ	「に加えて、鑑札や注射済票の装着が徹底するように素材やデザインの工夫を厚生労働省に働きかけ」を追加すべきである。	鑑札の装着等は狂犬病予防法に基づく措置であるため、本指針に追加する必要はないものと考えています。	1
2 (5)	表題の「動物取扱業の適正化」を「動物取扱業の許認可制」と修正すべきである。	動物愛護管理法の改正が必要な措置になります。なお、現在の動物取扱業の規制は、営業停止、登録取り消しが可能であり、許可制に近いものとなっています。	1
2 (5) ①	「登録制度」を「許可制度」と修正すべきである。	同上	2
2 (5) ①	動物取扱業者を登録制にするだけでなく国が適正を審査すべきである。	動物取扱業に関する事務は自治事務であることから、国が審査することは制度上できないことになっています。	1
2 (5) ①	「動物取扱業の登録制度の着実な運用、又、勧告、命令、指導等を行っても改善が見られない場合の罰則の強化を図る必要がある」と追加すべきである。	登録制度の導入により、すでに営業停止、登録取消等が行えるようになっていきます。	4
2 (5) ①	「着実な運用を図る必要がある」を「監視、取締り、違反の処罰と営業停止」と修正すべき。	同上	1
2 (5) ①	「国の定めた動物愛護機関による生体販売許可の審査を受け、一年ごとに更新審査をパスした業者のみに限る。個人ブリーダーもこれに準ずる」を追加すべきである。	動物愛護管理法の改正が必要な措置になります。	1
2 (5) ①	「登録制度の着実な運用により、動物取扱業の一層の適正化を推進」とする。	文意はほぼ同じであるため、修正の必要はないものと考えています。	1
2 (5) ①	オークションを含むインターネットでのペットの販売を禁止すべきである。	動物の健康と安全の確保等のために、必ずしもインターネットでの販売を禁止する必要はないと考えています。	3
2 (5) ①	業者は、動物の種類によって細かく飼育に関して法律で規制し、合格して免許を取得させるようにすべきである。	動物愛護管理法の改正が必要な措置になります。	1
2 (5) ①	動物取扱業の登録に際して、(社)ジャパンケルクラブ・警察犬協会などの訓練士資格を位置づけるべきである。	動物の健康と安全の確保等のために、必ずしも訓練士資格を位置づける必要はないと考えています。	1
2 (5) ①	「販売にあたっては、適正に飼養することができるか、経済性等を見て販売させること。」を追加すべきである。	動物取扱業の適性化のために、必ずしもご指摘の措置は必要ないものと考えています。	1
2 (5) ①	「販売にあたっては、15歳以下の子どもへの販売は禁止すべき。」と修正すべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針であることから、追加は必要ないものと考えています。	1
2 (5) ①	「一層の適正化」を「絶対的適正化の」に修正すべきである。	文意から、原案の表現が適切であると考えています。	1
2 (5) ②	新たに「遵守基準に違反した動物取扱業者には、罰金を科し登録を廃止するものとする。」を追加すべきである。	登録制度の導入により、すでに勧告・命令を経て、登録取消し・罰金等が規定されています。	5
2 (5) ②	新たに「登録基準、遵守基準に違反する動物取扱業者に対して対処する組織を明確化し、直ちに厳格に対処すべきである。」を追加すべきである。	動物愛護管理法の規定に基づいて、必要に応じて関係自治体による調査・勧告・命令等が行われる仕組みになっています。	7
2 (5) ②	新たに「動物取り扱い業者が動物愛護管理法にもとづいて実施されているかどうか定期的に警察または定められた機関が監視する。」と追加すべき。	同上	2